

福島原発事故・・・放射能汚染について (1)

浦部農園はこう考えます

100年に一度といわれた昨年の異常気象から立ち直る決意をもって臨んだ今年の稲作ですが、1000年に一度という大地震に見舞われ、それに引き続く津波、そして原発事故と、未曾有の事態に直面することとなりました。被災された東北各県の方々や福島原発事故で甚大な被害を被っている方々に心からお見舞い申し上げます。

私どもの農園も、汚染された17都県に含まれており、経験したことの無い事態にどう対応すべきか、検討を重ねてきました。放射能汚染は一過性の被害に収まるものではなく、今後被害の実相が明らかになるにつれて範囲が広がるとともに、世代を超えた災禍として後の世代の負担となって行くであろうことをおもうと、この時代を享受した一人として耐え難い苦痛を感じます。

放射能汚染の対策はウクライナ基準で

現在、農産物の許容基準として国は500ベクレルという数値を示しておりますが、この数値を信頼している人はどれくらいいるのでしょうか。事故後、被害を少なく見せようとの作為ある情報操作が食品に限らず横行したことも、国民に不信感を植え付ける一因になったと思います。

風評被害を防ぐ最も有効な手立ては真実を明らかにすることだといわれますが、未曾有の事故による健康被害の実証は過去に経験がありません。私たち日本人は前例のない人体実験に身をもって臨む事態に追い込まれています。

こうした状況下で、いくばくかでも客観性のある基準を求めるとしたら、チェルノブイリ事故後、幾度かの変遷を経ながら定められた「ウクライナ基準」であろうかと思えます。

「ウクライナ基準」とは、いかなる人に対しても、食品からの内部被ばくが年間1ミリシーベルトを超えない、と保証する数値として1998年にウクライナ保健省が承認した許容濃度です。

汚染は少なければ少ないほどいいとはいえ、現実問題として汚染は広範囲かつ長期に及びます。

被害を過少に見せかけるのではなく、正しい数値を明示し、一定の基準のもとに消費者が選択できるシステムを作り上げることが、消費者とともに生産者を守ることになります。

それだけでなく農業の現場では高齢化が進み、担い手が育っていません。今回の事故で汚染が危惧されている地域は農業の大動脈でもありました。汚染が強い地域では農産物は作らない、しかし一定のレベルであれば買い支えるということをしなないと、近い将来、私たちは飢えと直面するかもしれません。

今回の事態は日本に農業を残すのかどうかという試金石ともなっています。

農園では、ウクライナ基準に基づき対策を立てていきます。

チェルノブイリと福島原発では汚染の実態も異なり、食文化の違いもあります。日本で主食となる米に該当する欄がありませんが、パン、パン製品に準ずると考え、25ベクレルを超えた場合には販売はしない決意です。その場合の損害は、500ベクレルという国の基準のもとではどこからも保証されません。ウクライナ基準こそ保証すべき基準であるという国民的合意を一刻も早く形成することが、生産者・消費者双方を守る力になると考えます。

1998年1月1日から施行のウクライナ保健省の基準(ウクライナ基準)

食品・飲料水中のセシウム137とストロンチウム90の許容濃度(AL97)

Bq/kg

品名	セシウム 137	ストロンチウム 90	品名	セシウム 137	ストロンチウム 90
パン・パン製品	20	5	飲料水	2	2
ジャガイモ	60	20	コンデンスミルク	300	60
野菜(根菜・葉菜)	40	20	粉ミルク	500	100
果物	70	10	野生イチゴ・キノコ(生)	500	50
肉・肉製品	200	20	野生イチゴ・キノコ(乾燥)	2.500	250
魚・魚製品	150	35	薬草	600	200
ミルク・乳製品	100	20	その他	600	200
卵(1個当り)	6	2	幼児食品	40	5

福島原発事故・・・放射能汚染について (2)

「検出せず」のマジック

米の収穫期を控え、早場米産地などで検査が行われておりますが、「検出せず」として消費者に安全性をアピールする報道が目立ちます。せっかくの安全宣言に水を差すようで恐縮ですが、検出せずというのは、汚染されていないということではありません。定量下限つまり、その機械が計測することのできる下限の量以下に汚染の数値が収まっていることを表示しているに過ぎません。今行われている県レベルでの初期検査や生協や農協などが保有する機械での検査では、20ベクレル以下は把握できていないのが実態です。50ベクレルを定量下限とした検査も決して珍しいことではありません。20～50ベクレルが定量下限の機械では、ウクライナ基準に適合しているかどうかを判断することは困難です。

「定量下限」を確認しましょう

大量の検査が急がれる今の事態では、精度の低い機械による検査もやむを得ないかとは思いますが、「検出せず」と発表するにあたっては定量下限の明示が不可欠だと思います。機械が測定できない範囲があることを伏せたまま、「検出せず」と発表する姿勢に、汚染を隠したい本音が見え隠れしていると思うのですが・・・

風評被害を防ぐ最も有効な手立ては真実を明らかにすることだといわれます。しかし、少しでも汚染を避けたい消費者の気持ち、あまりにゆるい国の基準、そして基準以下の場合には売り上げの減少が保証されないのではないかとという生産者の不安が、風評被害の温床となるのではないのでしょうか。

汚染の数値をあいまいにしたままの報道の責任は大きいと思います。ジャーナリズムがその責任を果たしていない今日、「検出せず」の数値に出会ったときには、「定量下限はいくつですか」と確認するということが消費者がおこなっていくことは、身を守る喫緊の重大事であろうと思います。

浦部農園の有機大麦

こうした事態の中、浦部農園のお米の安全性はいかがか、新米はどうかとご心配のことと推察いたします。農園では販売に当たってはウクライナ基準に依拠、全ての生産物を専門の検査機関に委託して分析し、その数値を明示して販売を行うこととし、原発事故後、最初の収穫物となった有機大麦につきましても日本食品分析センターにて分析を依頼しました。群馬県の他の地域の大麦の数値(11~17ベクレル)に比べて一桁汚染が少なかったことを報告いたします。

分析試験項目	結果	定量下限
セシウム-134	5.8 Bq/kg	3.4 Bq/kg
セシウム-137	6.2 Bq/kg	3.5 Bq/kg
珪素-131	検出せず	20 Bq/kg

2011年6月17日第11053695001-1号

財団法人日本食品分析センター

群馬大学の早川教授の汚染MAPでも農園の所在地周辺はちょうどすっぽりと汚染の少ない地域になっています。空中の放射線量は原発事故前と同じ水準、西日本と変わることのない数値に落ち着いています。

浦部農園の有機大麦は日本で唯一有機加工の認証ラインを有する永倉精麦にて有機押し麦・有機丸麦に加工されます。永倉精麦に出荷できる有機大麦生産者は当農園ただ1社ですので、加工の過程で、汚染の強い地域の大麦と混じり合うことはありません。一方で、有機ではないラインでは全国から集荷した原料を一括処理しますので、汚染の強い地域のものも混じり合ってしまう。国の基準が500ベクレル以下を許容していることを思うと、これまで有機にこだわらなかつた方も、今年是有機押し麦・有機丸麦をお選びいただく事をおすすめします。

浦部農園の有機米・有機大豆

農園では、米・麦・大豆を有機栽培しておりますが、作物によって、土壌からの放射性物質の移行率が異なります。米は麦に比べ移行率が低い一方で、大豆は移行率が高いといわれます。また、牛糞堆肥を施肥する有機栽培では作物への移行が少ないとも言われています。

これから収穫期を迎える、米・大豆につきましても専門分析機関にて検査を行い、数値を公表・明示のうえウクライナ基準に照らして安全性の確認をいたします。

群馬県においても収穫前と、収穫後の2回、行政単位ごとに全県で検査を行います。行政単位ごとにすべての検体の安全性が確認されるまで、米の移動を禁ずる措置がとられておりますので、農園での検査が終了したとしても県の検査が終了しない限り米の出荷はできません。新米出荷は早くても11月からとなる見込みです。

例年10月からは全て新米出荷としており、前年産在庫は加工に回してきましたが、本年は新米出荷が11月にずれ込むこともあり、10月中は2010年産米での販売を継続します。

10月以降はウクライナ基準に基づき新米の安全性が担保され次第新米の出荷を開始しますが、汚染の心配のない2010年産米をお探しの方も多いためと思いますので、在庫がある限り2010年産米も併行して販売を行います。詳細はあらためてご案内いたしますのでよろしくお願ひします。